

## 回 覧

※耐震診断・改修費補助については裏面をご覧ください。

# 「平成27年度第5回木造住宅耐震相談会」開催のお知らせ

市民の皆様へ

茂原市都市建設部建築課

日頃より茂原市の建築行政にご理解ご協力を賜りありがとうございます。

茂原市では新耐震基準(昭和56年)以前に建築された木造住宅の耐震化を推進するため、木造2階建て以下の一戸建住宅の所有者・居住者を対象に、無料耐震相談会を下記により開催しております。

2011年3月11日に東日本大震災が発生し、ここ関東地域においても、南関東地域直下型の大規模な地震災害が起こる可能性が指摘されております。この機会を利用してご自宅の耐震性について考えてみませんか。

- 1 日 時 平成28年1月24日(日)  
耐震相談会 13時00分～17時00分  
(事前予約制です。)
- 2 場 所 東郷福祉センター(ボランティア室)
- 3 内 容 個別簡易耐震相談 木造住宅を対象とした耐震について、相談員が、住まいの状況に応じた相談にお答えします。(相談時間は1組40分程度です。)

※ 相談費用は、無料です。

※ 耐震相談の申込期間は平成28年1月5日(火)から1月15日(金)までです。  
(土日を除く9時～17時、電話申し込み可)

※ 相談組数は、先着5組となります。

※ 相談対象者は、昭和56年以前に建築された、木造2階建て以下の一戸建て住宅の所有者・居住者となります。

※ 相談時には、図面等(建築確認書類が望ましい。)や自宅写真が必要となります。

※ 「茂原市耐震防災マップ」の配布や、耐震診断・耐震改修費の補助制度についてのご相談も行っております。

- 4 問い合わせ先 茂原市都市建設部建築課 TEL0475-20-1588(申込み先)  
受託事業者 (社)千葉県建築士事務所協会

平成27年度

茂原市木造住宅耐震診断費・改修費補助金のご案内

**耐震診断費** 補助制度のご案内（抜粋）

1. 補助金の交付対象となる住宅(次の要件のすべてを満たすこと)
  - 茂原市内にある2階建て以下の一戸建ての住宅。
  - 昭和56年5月31日以前に着工されていること。  
(※昭和56年6月1日以降に増築等を行っているものを除きます。)
  - 主要構造部が木材であり、かつ、在来軸組構法により建築されていること。
2. 補助金の交付を受けることができる方(次の要件のすべてを満たすこと)
  - 茂原市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。
  - 茂原市に補助金の交付対象となる木造住宅を所有し、かつ、現に居住していること。
  - 市税を滞納していないこと。
  - 耐震診断に係る契約の締結前であること。
3. 補助の概要
  - 補助金額: 限度額6万円  
※耐震診断に要する費用の3分の2を補助。
  - 募集期間: 平成27年12月14日(月)まで

**耐震改修費** 補助制度のご案内（抜粋） **※平成27年度の受付は終了しました。**

1. 補助金の交付対象となる住宅(次の要件のすべてを満たすこと)
  - 茂原市内にある2階建て以下の一戸建ての住宅。
  - 昭和56年5月31日以前に着工されていること。  
(※昭和56年6月1日以降に増築等を行っているものは除きます。)
  - 主要構造部が木材であり、かつ、在来軸組構法により建築されていること。
  - 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること。
2. 補助金の交付を受けることができる方(次の要件のすべてを満たすこと)
  - 茂原市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。
  - 茂原市に補助金の交付対象となる木造住宅を所有し、かつ、現に居住していること。
  - 市税を滞納していないこと。
  - 耐震設計、耐震改修工事及び工事監理に係る契約の締結前であること。
3. 補助の概要
  - 補助金額: 限度額40万円  
※耐震設計に要する費用の3分の2(4万円を限度)、耐震改修工事に要する費用の100分の23(30万円を限度)及び工事監理に要する費用の3分の2(6万円を限度)の合計額を補助。
  - 募集期間: 平成27年度10月30日(金)まで

※申請書等の入手・お問い合わせ先

(申請書等の入手)

下記担当部署で入手できるほか、茂原市ホームページ(暮らしの情報→住まい・生活「住宅」)からダウンロードできます。

<http://www.city.mobara.chiba.jp/>

(お問い合わせ)

茂原市役所都市建設部建築課 TEL: 0475-20-1588 FAX: 0475-20-1606